

大阪高等裁判所 第7民事部 御中

人間らしい生活を求める「生活保護裁判」

「生活扶助費引き下げ」の取り消しを求める請願署名

厚生労働省は、2013年8月からの3年間で、平均6.5%、最大10%にも及ぶ生活保護基準の大幅な引き下げをおこないました。この引き下げは、生活保護利用者の96%が対象となり、特に子育て世帯の引き下げ幅が大きくなっています。

生活保護利用者は、これまでの生活保護基準の下でも、「食事や入浴の回数を減らす」「電気代を抑えるためにエアコンを使わずに耐える」などの人間らしい生活が送れない状態に置かれてきました。そのような生活扶助費の額をさらに大幅に削減することは、憲法25条が保障する「人として健康で文化的に生きる権利」を奪うものであり、生活保護法にも違反しており、その取り消しを求める本訴訟は、まさに生存をかけた裁判と言えます。

また、生活保護基準は、ナショナル・ミニマム（国家が国民に対して保障する最低限度の生活水準）の役割を持ち、最低賃金や住民税非課税基準、就学援助基準、保険料や医療費の減免基準などに用いられているため、その基準の引き下げは、生活保護を利用する世帯だけではなく、広範な国民に大きな影響を及ぼすものです。

令和5年3月24日に和歌山地方裁判所は、国が基準改定の根拠とした「ゆがみ調整」「デフレ調整」は厚生労働大臣の裁量権の逸脱・濫用であると判断し、生活保護基準引き下げの違法性を認めました。

貴庁におかれましても、この裁判の意義をご理解いただき、生活扶助費の引き下げが違憲・違法であるとの判断をされるよう強く求めます。

氏名	住所

※ 個人情報取扱団体において適切に管理し、署名提出以外の目的には使用いたしません。

【 取扱団体 】 生存権裁判を支援するわかやまの会

〒641-0012 和歌山市紀三井寺8-1-5(2階) 和歌山民医連事務所内

TEL 073-441-5090 FAX 073-441-2550